

## ○嵐山町犯罪被害者等支援条例

平成 11 年 9 月 8 日

条 例 第 51 号

改正 平成 14 年 3 月 7 日 条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民又はその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族の心身の早期回復を願い、町として支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 2 週間以上のものをいう。

3 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者又は、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）による登録を受けている者とする。

4 この条例において「支援」とは、傷害支援金の支給、遺族支援金の支給、関係機関との連携及び職員研修体制の整備をいう。

(支援金の支給)

第 3 条 町は、犯罪行為により傷害を受けた者又は不慮の死を遂げた者（以下「被害者」という。）があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対し傷害支援金又は第 1 順位遺族に対し遺族支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の額)

第 5 条 傷害支援金の額は、傷害の程度により、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全治 2 週間以上 1 か月未満

30,000 円

(2) 全治 1 か月以上 2 か月未満

100,000 円

(3) 全治 2 か月以上 3 か月未満

150,000 円

(4) 全治 3 か月以上

200,000 円

2 遺族支援金の額は、300,000 円とする。

(支援金の支給申請)

第 6 条 支援金の支給を受けようとする被害者又は遺族は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したときは、することができない。

(支援金の支給制限)

第 7 条 町長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(認定)

第 8 条 町長は、第 6 条の申請があつた場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金を受けた者があるとき又は支援金の支給後において、第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 町は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者支援のためのネットワーク化を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 11 条 町は、被害者相談に対応できる職員を育成するため、研修を行っていくものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年 8 月 1 日から適用する。ただし、この条例の適用日から施行日前の間の犯罪被害については、第 6 条第 2 項の規定を適用しない。

附 則（平成 14 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ・ 嵐山町犯罪被害者等支援条例施行規則

平成 11 年 9 月 8 日

規 則 第 20 号

改正 平成 14 年 3 月 26 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嵐山町犯罪被害者等支援条例（平成 11 年条例第 51 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金を支給しない場合)

第 2 条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第 3 条の第 1 順位遺族（第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、そのいずれかの者）（以下「被害者等」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、傷害支援金又は遺族支援金（以下「支援金」という。）を支給しないものとする。

- (1) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- (2) 3 親等内の親族
- (3) 同居の親族

第 3 条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第 4 条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(支援金の支給に関する特例)

第 5 条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金が支給されなかったとしたならば支給されることとなる遺族支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から 2 年以上経過して死亡した時は、この限りでない。

(傷害支援金の申請)

第 6 条 傷害支援金の支給について、条例第 6 条第 1 項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、嵐山町傷害支援金支給申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) その他町長が必要と認めた書類

(遺族支援金の申請)

第 7 条 遺族支援金の支給について、条例第 6 条第 1 項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、嵐山町遺族支援金支給申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の審査結果通知)

第 8 条 町長は、支援金の支給に関する審査を行ったときは、速やかに、嵐山町支援金審査結果通知書（様式第 3 号）により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

# ○成田市犯罪被害者等支援条例

平成18年3月24日  
条例第28号

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪行為により傷害を受けた者又は不慮の死を遂げた者の遺族に対し、支援金の支給その他の支援を行うことにより、その生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 傷害 医師の診断により、全治2週間以上の加療を要するものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による傷害又は死亡をいう。
- (4) 支援金 傷害支援金又は遺族支援金をいう。

## (支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により傷害を受け、又は死亡した者(以下「被害者」という。)があるときは、次の各号に掲げる被害者又は遺族(これらの者のうち、その犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、本市に住所を有するものに限る。以下同じ。)に対し、それぞれ当該各号に定める支援金を支給する。

- (1) 犯罪行為により傷害を受けた者 傷害支援金
- (2) 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。) 遺族支援金

## (遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、本市に住所を有していた者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

## (支援金の支給制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、支援金の支給をしないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつた場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合

## (支援金の額)

第6条 傷害支援金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 全治2週間以上1カ月未満 3万円
- (2) 全治1カ月以上3カ月未満 5万円
- (3) 全治3カ月以上 10万円

2 遺族支援金の額は、30万円とする。

3 遺族支援金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、遺族支援金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

## (支援金の支給に関する特例)

第7条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該傷害支援金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金が支給されなかったとしたならば支給されることとなる遺族支援金と既に支給された傷害支援金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族支援金は、支給しない。

## (支援金の支給申請)

第8条 支援金の支給を受けようとする被害者又はその遺族は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

## (支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに、支援金の支給の適否を決定するものとする。

## (支援金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があるとき又は支援金の支給後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した支援金を返還させるものとする。

## (その他の支援)

第11条 市長は、被害者及びその遺族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な情報の提供、相談機関の紹介その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、被害者及びその遺族の援助を行う民間の団体(次条において「民間団体」という。)に対する支援に努めるものとする。

(連携の強化)

第12条 市長は、警察その他の関係機関、民間団体等との連携を強化し、被害者及びその遺族の支援を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)

2 下総町及び大栄町の編入の日の前日までに発生した犯罪被害であって、下総町犯罪被害者等支援条例(平成15年下総町条例第6号。以下「下総町条例」という。)又は大栄町犯罪被害者等支援条例(平成14年大栄町条例第6号。以下「大栄町条例」という。)に規定する支援金の支給の要件を満たすものについては、この条例に規定する支援金の支給の要件を満たす犯罪被害とみなす。この場合において、支援金の支給については、この条例の規定にかかわらず、下総町条例又は大栄町条例の例による。

# ○神崎町犯罪被害者等支援条例

平成15年3月18日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪行為により傷害を受けた町民又はその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族に対して、支援金の支給等を行うことによつて犯罪被害者等の生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により、全治2週間以上のものをいう。

(3) 町民 犯罪被害を受けた者が、本町において住所を有する被害者又は遺族(これらの者のうち当該犯罪の原因となつた犯罪行為が行われたときにおいて、日本国籍を有せず、かつ神崎町内に住所を有しない者を除く。)をいう。

(4) 支援 遺族支援金又は傷害支援金の支給及び関係機関との連携をいう。

(支援金の支給)

第3条 町長は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)に対し遺族支援金を、傷害を受けた者に対し傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時にあっては、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によつて生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の支給制限)

第5条 町長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(支援金の額)

第6条 遺族支援金の額は、30万円とする。

2 傷害支援金の額は、傷害の程度により、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全治2週間以上1箇月未満 30,000円

(2) 全治1箇月以上3箇月未満 50,000円

(3) 全治3箇月以上 100,000円

3 遺族支援金の額は、遺族支援金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、第1項に定める額をその人数で除した額とする。

(支援金の支給申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする遺族又は被害者は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から5年を経過したときは、することができない。

(認定)

第8条 町長は、前条第1項の申請を受理した場合には、その申請を受理した日から起算して60日以内に審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けた者があつたとき、又は支援金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者の支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## ・神崎町犯罪被害者等支援条例施行規則

平成15年3月18日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、神崎町犯罪被害者等支援条例(平成15年神崎町条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金を支給しない場合)

第2条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者又は条例第3条の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があつたときは、遺族支援金又は傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
- (3) 3親等内の親族
- (4) 同居の親族

第3条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- (2) 過度の暴行又は脅迫、屈辱等犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する不正な行為

第4条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められたときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(支援金の支給に関する特例)

第5条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金が、支給されなかつたとしたならば支給されることとなる遺族支援金と既に支給された傷害支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年以上経過して死亡した場合は、この限りではない。

(遺族支援金の申請)

第6条 遺族支援金の支給について、条例第7条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、神崎町遺族支援金支給申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) その他町長が必要と認めた書類

(傷害支援金の申請)

第7条 傷害支援金の支給について、条例第7条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、神崎町傷害支援金支給申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の審査結果通知)

第8条 町長は、支援金の支給に関する審査を行ったときは、神崎町支援金審査結果通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

## ○多古町犯罪被害者等支援条例

(平成 13 年 12 月 18 日条例第 22 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪行為により傷害を受けた町民又はその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族に対して、支援金の支給等を行うことによって犯罪被害者等の生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により、全治 2 週間以上のものをいう。

(3) 町民 犯罪被害を受けた者が、本町において住所を有する被害者又は遺族(これらの者のうち当該犯罪の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、日本国籍を有せず、かつ多古町内に住所を有しない者を除く)をいう。

(4) 支援 遺族支援金又は傷害支援金の支給及び関係機関との連携をいう。

(支援金の支給)

第 3 条 町長は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)に対し遺族支援金を、傷害を受けた者に対し傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の支給制限)

第 5 条 町長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(支援金の額)

第 6 条 遺族支援金の額は、30 万円とする。

2 傷害支援金の額は、傷害の程度により、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全治 2 週間以上 1 箇月未満 3 万円

(2) 全治 1 箇月以上 3 箇月未満 10 万円

(3) 全治 3 箇月以上 20 万円

3 遺族支援金の額は、遺族支援金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、第 1 項に定める額をその人数で除した額とする。

(支援金の支給申請)

第 7 条 支援金の支給を受けようとする遺族又は被害者は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の申請を受理した場合には、その申請を受理した日から起算して 30 日以内に審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の行為により支援金の支給を受けた者があるとき、又は支援金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 町長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者の支援を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

## ○杉並区犯罪被害者等支援条例

平成十七年十月十一日

条例第三十二号

(目的)

第一条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとする。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、区内に住所を有するものをいう。

三 関係機関等 警察署等国及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

2 区は、区民及び事業者(以下「区民等」という。)に対し、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報を提供し、犯罪被害者等の支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

(区民等の責務)

第五条 区民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めなければならない。

2 区民等は、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び調整)

第六条 区は、犯罪被害者等からの相談に応じ、区及び関係機関等が行う施策又は支援活動に関する情報提供、助言及び手続補助等の必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行うものとする。

2 区は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置する。

3 前項に定める窓口の設置に当たっては、犯罪被害者等の利便、秘密及び名誉の保持並びに安全の確保に配慮するよう努めなければならない。

(住居の提供等)

第七条 区は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、一時的な利用のための住居の提供等の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第八条 区は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、家事等の援助者の派遣等の必要な支援を行うものとする。

(経済的支援)

第九条 区は、犯罪等により応急に資金を必要とする犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、資金の貸付けを行うものとする。

(支援体制の構築)

第十条 区は、区と協力して犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第十一条 区は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(関係機関等との連携協力)

第十二条 区は、円滑で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例については、この条例の施行後三年を目途として、検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。



# ○多摩市犯罪被害者等支援条例

平成21年3月30日  
多摩市長

多摩市条例第11号

多摩市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、多摩市(以下「市」という。)における、様々な深刻な問題に直面している犯罪被害者等の支援に関し、市及び市民等の役割を明らかにし、住み慣れた地域社会で平穏な生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者等の視点に立った支援のための施策の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の被った不利益等の軽減及び回復を図り、その権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。

(3) 関係機関等 国及び他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体その他の関係する者をいう。

(4) 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者並びに市内において事業活動を行っている者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じた必要な支援に関する施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生じる二次的な被害の発生防止に配慮し、支援についての理解を広げる施策を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(相談、調整等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について速やかに相談に応じ、市及び関係機関等が行う施策又は支援活動に関する情報の提供、助言及び手続補助、付添い等の必要な支援を行うとともに、支援に関する総合的な調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置する。

(貸付金)

第6条 市は、犯罪等により応急に資金を必要とする犯罪被害者等で規則で定めるものに対し、資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の資金の貸付けについては、規則で定める。

(関係機関等との連携協力)

第7条 市は、犯罪被害者等が必要なときに必要な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関等との連携協力に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 犯罪被害者等の支援に当たる者は、犯罪被害者等の支援の実施に当たり、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行うとともに、犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# ○寒川町犯罪被害者等支援条例

(平成 15 年 3 月 31 日条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

2 この条例において「被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

3 この条例において「傷害」とは、医師又は歯科医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

4 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により本町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定により本町の外国人登録原票に登録されている者をいう。

5 この条例において「支援」とは、遺族支援金及び傷害支援金の支給並びに関係機関との連携による被害者及びその遺族に対する支援をいう。

(支援金の支給)

第 3 条 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し支給する。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害支援金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によつて生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の支給制限)

第 5 条 町長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(支援金の額)

第 6 条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族支援金 被害者 1 人に対し 500,000 円

(2) 傷害支援金 100,000 円

(支援金の支給申請)

第 7 条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があつたとき、又は支援金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金を受けた者から返還させるものとする。

[第 5 条]

(関係機関との連携)

第 10 条 町長は、警察及びその他関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者又はその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## ○ 蕪崎市犯罪被害者支援条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

(3) 市民 犯罪被害を受けた者が、本市において住所を有する被害者又は遺族(これらの者のうち当該犯罪の原因となった犯罪行為が行われた時において、蕪崎市に住民登録又は外国人登録を有しない者を除く。)をいう。

(4) 見舞金 第 3 条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

(5) 支援 見舞金の支給及び関係機関との連携による被害者又はその遺族への支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、次の各号に掲げる見舞金をそれぞれ当該各号に定める者に対して一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順位とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第 5 条 見舞金の額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 被害者 1 人に対し 500,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第 6 条 見舞金の支給を受けようとする者は、警察への被害届の受理を明らかにする書類を添付して規則で定めるところにより市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給制限)

第 7 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(支給等の決定)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の申請があつた場合は、規則で定めるところにより速やかに審査の上、支給の適否を決定し、通知しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるとき又は見舞金の支給後において第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察及びその他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者又はその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例

昭和 44 年 3 月 29 日条例第 13 号改正

昭和 46 年 3 月 22 日条例第 12 号

平成 5 年 3 月 30 日条例第 15 号

平成 20 年 3 月 28 日条例第 19 号

犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が交通災害及び犯罪により死亡又は傷害（以下「災害」という。）を受けた者の応急的援護を行うため、交通災害及び犯罪被害の見舞金制度を設け、もつて市民生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに交通安全及び防犯思想の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 交通災害及び犯罪被害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次に掲げる要件をそなえる者（以下「被害者」という。）又はその遺族に支給する。

(1) 災害を受けたとき、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により本市の住民基本台帳

に記録されていること、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)により本市の外国人登録原票に登録されていること。

(2) 交通災害にあつては、道路(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。)上における車両(法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。)の運行によつて災害を受けたこと。

ただし、法第 2 条第 1 項第 9 号及び第 10 号の規定による車両の搭乗者は除く。

(欠格)

第 3 条 見舞金は、被害者が故意、重大な過失又は自己の故意の犯罪行為により災害を受けたときは支給しない。

(見舞金の種類及び額)

第 4 条 見舞金の種類及び額は、災害の区分に応じ、別表に定めるところによる。

第 5 条 見舞金は、被害者又はその遺族の請求により支給する。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 見舞金を受ける権利は、他に譲り渡し又は担保に供することができない。

(見舞金の返還)

第 7 条 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、市長はその見舞金の全額又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 30 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の犬山市民交通災害見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 3 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

種類	災害の区分	金額
死亡見舞金	即死及び災害発生後当該災害原因による 7 日以内の死亡者	150,000 円
傷害見舞金・日経過後の死亡者	医師の診断により入院 30 日以上の治療を要した者及び災害発生	50,000 円

## ○大津市犯罪被害者等見舞金支給条例

平成14年12月20日  
条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を受けた者に対し、犯罪被害者等見舞金を支給し、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により全治1月以上の加療を要する傷害をいう。

3 この条例において「市民」とは、本市において住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に登録されている者をいう。

4 この条例において「犯罪被害者等見舞金」とは、第4条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者又は遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。)に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第7条 犯罪被害者等見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(支給の申請)

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給等の決定)

第9条 前条第1項の申請があつた場合には、市長は、速やかに、審査の上、犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨を決定しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受け、又は犯罪被害者等見舞金の支給を受けた後において第6条の規定に該当することが判明した者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等見舞金を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

## ・ 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

平成 15 年 3 月 3 日  
規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成 14 年条例第 50 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第 2 条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第 4 条第 1 号の第 1 順位遺族(第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、条例第 6 条第 1 号又は第 3 号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3 親等内の親族
- (4) 同居の親族

第 3 条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、条例第 6 条第 2 号又は第 3 号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫ほう助する行為
- (2) 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第 4 条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、条例第 6 条第 3 号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合における遺族見舞金の支給)

第 5 条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(支給の申請)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、大津市遺族見舞金支給申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (3) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類
- (4) 申請者が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第 8 条第 1 項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、大津市傷害見舞金支給申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 医師又は歯科医師の診断書
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(犯罪被害者等見舞金の支給等の決定の通知)

第 7 条 市長は、条例第 9 条の規定により犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をしたときは、速やかに大津市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書(様式第 3 号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

# ○彦根市犯罪被害者等支援条例

(平成 12 年 9 月 29 日条例第 55 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、何ら自己の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、通り魔殺人等による人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族または傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項または第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 1 箇月以上のものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者とする。

4 この条例において「支援」とは、遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給および関係機関との連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第 1 順位遺族に対し遺族見舞金を傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。(認定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があった場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、または見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察およびその他関係機関と情報交換、相互協力などの連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ・彦根市犯罪被害者等支援条例施行規則

(平成 12 年 9 月 29 日規則第 58 号)  
改正 平成 19 年 3 月 26 日規則第 33 号

(目的)

第 1 条 この規則は、彦根市犯罪被害者等支援条例(平成 12 年彦根市条例第 55 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金支給審査会)

第 2 条 市長は、条例第 8 条に規定する認定について、適正かつ円滑な運用を図るため、彦根市犯罪被害者等見舞金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長および委員若干人をもって組織する。

3 会長は副市長を、副会長は総務部長をもって充て、委員は関係部課長のうちから市長が任命する。

(見舞金を支給しない場合)

第 3 条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者または条例第 3 条の第 1 順位遺族(第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、そのいずれかの者)(以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、遺族見舞金または傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給しないものとする。

(1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(3) 三親等内の親族

(4) 同居の親族

(見舞金を支給しない該当行為)

第 4 条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆し、またはほう助する行為

(2) 暴行または脅迫、侮辱等犯罪行為を誘発する行為

(3) 当該犯罪行為に関連する不正な行為

(見舞金を支給しない該当事由)

第 5 条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を容認していたこと。

(2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

(3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者またはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、または身体に重大な害を加えたこと。

(見舞金の支給に関する特例)

第 6 条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から 1 年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(見舞金の支給申請)

第 7 条 条例第 7 条の規定により遺族見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、彦根市遺族見舞金支給申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第 7 条の規定により傷害見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、彦根市傷害見舞金支給申請書(別記様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 身体上の傷害の状態に関する医師または歯科医師の診断書

(2) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の審査結果通知)

第 8 条 市長は、見舞金の支給に関する審査を行ったときは、速やかに、彦根市見舞金審査結果通知書(別記様式第 3 号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。



## ○近江八幡市犯罪被害者等支援条例

平成13年3月28日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、通り魔等による人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われ、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文(緊急避難)、第39条第1項(心神喪失)及び第41条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条(正当行為)又は第36条第1項(正当防衛)の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により全治1月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて本市に住所を有する被害者又は遺族をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)に対し遺族見舞金を、傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第6条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、前項第1号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、被害届の受理証明書を添付して市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、警察及びその他関係機関と情報交換、相互協力などの連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○草津市犯罪被害者等支援条例

平成 14 年 3 月 25 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自己の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、通り魔等による人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族または傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内または日本国外にある日本の船舶もしくは日本の航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項または第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害(医師の診断により全治 1 か月以上の加療を要するものに限る。)をいう。

(2) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

(3) 支援 遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給および関係機関との連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、次条で定める遺族の順位第 1 位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」と総称する。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、または見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察およびその他関係機関と情報交換、相互協力などの連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発生した犯罪被害について適用する。

## ・草津市犯罪被害者等支援条例施行規則

平成 14 年 3 月 25 日

規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、草津市犯罪被害者等支援条例(平成 14 年草津市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金を支給しない場合)

第 2 条 条例第 5 条第 1 号に規定する親族関係は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3 親等内の親族
- (4) 同居の親族

(見舞金を支給しない該当行為)

第 3 条 条例第 5 条第 2 号に規定する被害者にもその責めに帰すべき行為は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、またはほう助する行為
- (2) 暴行または脅迫、侮辱等犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する不正な行為

(見舞金を支給しない該当事由)

第 4 条 条例第 5 条第 3 号に規定する社会通念上適切でないものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者またはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、または身体に重大な害を加えたこと。

(見舞金の支給に関する特例)

第 5 条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から 1 年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(見舞金の支給申請)

第 6 条 条例第 7 条の規定により遺族見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、草津市遺族見舞金支給申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第 7 条の規定により傷害見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、草津市傷害見舞金支給申請書(別記様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 身体上の傷害の状態に関する医師または歯科医師の診断書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(見舞金支給審査会)

第 7 条 市長は、条例第 8 条に規定する見舞金の支給の適否の決定について、適正かつ円滑な運用を図るため、草津市犯罪被害者等見舞金支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

3 会長は副市長を、副会長は所管部長をもって充て、委員は関係部課長のうちから市長が任命または委嘱する。

(見舞金の審査結果通知)

第 8 条 市長は、見舞金の支給の適否の決定を行ったときは、速やかに、草津市見舞金審査結果通知書(別記様式第 3 号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

# ○守山市犯罪被害者支援条例

平成13年12月25日  
条例第21号

## (目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族または傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、「犯罪被害」とは日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項および第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条または第36条第1項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは医師の診断により全治1カ月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた者が、本市において住所を有する被害者または遺族(これらの者のうち当該犯罪の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、守山市に住民登録または外国人登録を有しない者を除く。)をいう。

4 この条例において「支援」とは、遺族支援金および傷害支援金の支給ならびに関係機関との連携による被害者またはその遺族の支援をいう。

## (支援金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)に対し遺族支援金または傷害を受けた者に対し傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

## (遺族の範囲および順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

## (支援金の額)

第5条 支援金の額は次のとおりとする。

(1) 遺族支援金 被害者1人に対し300,000円

(2) 傷害支援金 100,000円

## (支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、警察への被害届の受理を明らかにする書類を添付して市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

## (支援金の支給制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

## (認定)

第8条 市長は、第6条第1項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

## (支援金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるとき、または支援金の支給後において第7条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

## (関係機関との連携)

第10条 市長は、警察およびその他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者またはその遺族の支援に努めるものとする。

## (委任)

第11条 市長は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## ・守山市犯罪被害者支援条例施行規則

平成14年3月11日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、守山市犯罪被害者支援条例(平成13年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則30・一部改正)

(支援金支給審査会)

第2条 市長は、条例第8条に規定する認定について、適正かつ円滑な運営を図るため、守山市犯罪被害者等支援金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

3 会長は副市長を、副会長は環境生活部長をもってあて、委員は関係部課長、関係機関の者のうちから市長が任命または委嘱する。

(平17規則51・平19規則30・一部改正)

(支援金を支給しない場合)

第3条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者または条例第3条の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。)と加害者の間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、遺族支援金または傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給しないものとする。

(1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(3) 3親等内の親族

(4) 同居の親族

(支援金を支給しない該当行為)

第4条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、支援金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆し、または幫助する行為

(2) 暴行または脅迫、屈辱等当該犯罪行為を誘発する行為

(3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(支援金を支給しない該当事由)

第5条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、支援金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を容認していたこと。

(2) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していること。(その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

(3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者またはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、または身体に重大な害を加えたこと。

(支援金の支給に関する特例)

第6条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金と遺族支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から1年以上経過して死亡した場合は、この限りでない。

(支援金の支給申請)

第7条 条例第6条の規定により遺族支援金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、守山市遺族支援金支給申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書、その他当該被害者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(3) 被害届の受理証明書(別記様式第4号)

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第7条の規定により傷害支援金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、守山市傷害支援金支給申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(1) 身体上の障害の状態に関する医師または歯科医師の診断書

(2) 被害届の受理証明書(別記様式第4号)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(支援金の支給決定等)

第8条 市長は、支援金の支給に関する審査を行い、支給することとしたときは守山市支援金支給決定通知書(別記様式第3号)により、支給しないこととしたときはその理由を付した文書により、申請者に通知するものとする。

(平19規則30・全改)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## ○栗東市犯罪被害者等支援条例

平成 13 年 9 月 21 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は負傷(医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものをいう。)

(2) 市民 本市において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条の規定により住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項の規定により外国人登録原票に登録されている者

(3) 被害者 犯罪被害を受けた市民(犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民である者に限る。)

(4) 支援 遺族見舞金及び傷害見舞金の支給並びに関係機関との連携による被害者等の支援

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、不慮の死を遂げた被害者にあつては次条で定める遺族の順位の第 1 位にある者に対して遺族見舞金を、又は傷害を受けた被害者にあつてはその者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者(犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民である者に限る。)とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては前項第 2 号の子と、その他のときにあつては前項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、見舞金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は、一時金とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 被害者 1 人に対し 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、見舞金の支給を受けようとする者が当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

3 前条第 1 号の遺族見舞金を受ける権利を有する者が複数人ある場合においては、その 1 人のした見舞金の支給申請は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対して支給した見舞金は、全員に対してしたものとみなす。(審査及び決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があつたときは、速やかに、見舞金の支給について審査し、その可否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察及びその他関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者及びその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

## ○甲賀市犯罪被害者等支援条例

平成 16 年 12 月 20 日

条例第 194 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為による不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文(緊急避難)、第 39 条第 1 項(心神喪失)又は第 41 条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条(正当行為)又は第 36 条第 1 項(正当防衛)の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものをいう。

(3) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪被害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)に対し遺族見舞金を、犯罪行為により傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合において、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があつた場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市は、警察及びその他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

## ○野洲市犯罪被害者支援条例

平成16年10月1日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項及び第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害

(2) 傷害 医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの

(3) 市民 犯罪の原因となった犯罪行為が行われたとき、本市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による登録を受けている者

(4) 支援 遺族支援金及び傷害支援金の支給並びに関係機関との連携による被害者又はその遺族の支援(支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。)に対し、遺族支援金又は傷害を受けた者に傷害支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族支援金 被害者1人につき300,000円

(2) 傷害支援金 100,000円

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、警察への被害届の受理を明らかにする書類を添付して市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

3 前条第1号の遺族支援金を受ける権利を有する者が複数人ある場合においては、その1人のした支援金の支給申請は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対して支給した支援金は、全員に対してしたものとみなす。(支援金の支給制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(審査及び決定)

第8条 市長は、第6条第1項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるとき、又は支援金の支給後において第7条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、警察及びその他関係機関と情報交換、相互協力などの連携を図り、被害者又はその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中主町犯罪被害者支援条例(平成13年中主町条例第18号)又は野洲町犯罪被害者支援条例(平成13年野洲町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。



## ○湖南省犯罪被害者等支援条例

平成16年10月1日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、傷害、殺人等による人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族若しくは傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において発生した人の生命若しくは身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項(緊急避難)、同法第39条第1項(心神喪失)及び同法第41条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条(正当行為)又は同法第36条第1項(正当防衛)の規定により罰せられない行為並びに過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により全治1箇月以上の加療を要するものをいう。

(3) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による登録を受けている者をいう。

(4) 支援 遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給及び関係機関との連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民又は傷害を受けた市民(以下「被害者」という。)があるときは、次条で定める遺族の順位中の第1位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた市民に対し傷害見舞金(以下これらを「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時、胎児であった子が出生した場合の前項の適用については、その子の母親が被害者の死亡当時、被害者の収入によって生計を維持していたときであつては前項第2号の子と、その他のときにあつては前項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、同位の中に実の関係と法律による関係がある場合を含めて複数ある場合は、相等しく分割するものとする。

(見舞金の支給制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害者につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第6条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(認定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、警察及びその他の関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石部町犯罪被害者等支援条例(平成14年石部町条例第2号)又は甲西町犯罪被害者等支援条例(平成13年甲西町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○東近江市犯罪被害者等支援条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 141 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、傷害、殺人等による人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族若しくは傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本の船舶若しくは日本の航空機内において発生した人の生命若しくは身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項(緊急避難)、同法第 39 条第 1 項(心神喪失)及び同法第 41 条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条(正当行為)又は同法第 36 条第 1 項(正当防衛)の規定により罰せられない行為並びに過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものをいう。

(3) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

(4) 支援 遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給及び関係機関との連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民又は傷害を受けた市民(以下「被害者」という。)があるときは、次条で定める遺族の順位の第 1 位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた市民に対し傷害見舞金(以下これらを「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時、胎児であった子が出生した場合の前項の規定の適用については、その子の母親が被害者の死亡当時、被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては前項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、同位の中に実の関係と法律による関係がある場合を含めて複数名ある場合は、相等しく分割するものとする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他の不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察及びその他関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(蒲生町との合併に伴う経過措置)

2 蒲生町との合併の前日に、合併前の蒲生町犯罪被害者等支援条例(平成 15 年蒲生町条例第 27 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年条例第 268 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

## ・東近江市犯罪被害者等支援条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東近江市犯罪被害者等支援条例(平成 17 年東近江市条例第 141 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金を支給しない場合)

第 2 条 犯罪行為が行われたときにおいて、被害者又は条例第 4 条第 1 項の遺族の範囲に該当する親族(以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったとき、遺族見舞金若しくは傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給しないものとする。

- (1) 婚姻(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 直系血族
- (3) 三親等内の親族
- (4) 同居の親族

(見舞金を支給しない該当行為)

第 3 条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- (2) 加害者を挑発し、犯罪を誘発する行為
- (3) 犯罪被害の発生事由となる不正な行為

(見舞金を支給しない該当事由)

第 4 条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集团的若しくは常習的に暴力的不正行為を行うおそれがある組織に属し、又は関係していたこと。
- (3) 犯罪被害に対する報復として、加害者若しくはその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命、身体又は財産を不正に侵害したこと。

(見舞金の支給に関する特例)

第 5 条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から 1 年以上を経過して当該犯罪行為により死亡した場合は、この限りでない。

(見舞金の支給申請)

第 6 条 条例第 7 条の規定により遺族見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族見舞金支給申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪行為の概要書(様式第 2 号)
- (3) 遺族見舞金の支給を受けるべき者であることを証明する書類(ただし、配偶者又は同居の親族である場合は除く。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第 7 条の規定により傷害見舞金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、傷害見舞金支給申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 診断書
- (2) 犯罪行為の概要書(様式第 2 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の審査結果通知)

第 7 条 市長は、見舞金の支給に関する審査を行ったときは、速やかに見舞金審査結果通知書(様式第 4 号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(その他)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市市犯罪被害者等支援条例施行規則(平成 13 年八日市市規則第 37 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲生町との合併に伴う経過措置)

3 蒲生町との合併の前日に、合併前の蒲生町犯罪被害者等支援条例施行規則(平成 15 年蒲生町規則第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○米原市犯罪被害者等支援条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または、身体を害する犯罪行為による不慮の死を遂げた市民の遺族または傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内または日本国外にある日本の船舶もしくは日本の航空機内において発生した人の生命もしくは身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項(緊急避難)、同法第 39 条第 1 項(心神喪失)および同法第 41 条(責任年齢)の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条(正当行為)または同法第 36 条第 1 項(正当防衛)の規定により罰せられない行為ならびに過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

(2) 傷害 医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものをいう。

(3) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

(4) 支援 遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給および関係機関と連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民または傷害を受けた市民(以下「被害者」という。)があるときは、次条で定める遺族の順位の第 1 位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた市民に対し傷害見舞金(以下これらを「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民をいう。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡当時、胎児であった子が出生した場合の前項の規定の適用については、その子の母親が被害者の死亡当時、被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては前項第 2 号の子、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が 2 人以上ある場合は、前項第 1 号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他の不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき、または見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察およびその他関係機関との情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ○安土町犯罪被害者等支援条例

(平成 13 年 3 月 23 日条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、何ら自己の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、通り魔殺人等による人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族または傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「犯罪被害」とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項または第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

[刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項][第 39 条第 1 項][第 41 条]

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 3 箇月以上のものをいう。

3 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者とする。

[住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)][外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)]

4 この条例において「支援」とは、遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給および関係機関との連携による被害者等の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 町は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第 1 順位遺族に対し遺族見舞金を傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によつて生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は、一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、または見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

[第 5 条]

(関係機関との連携)

第 10 条 町は、警察およびその他関係機関と情報交換、相互協力などの連携を図り、被害者の支援につとめるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

## ○日野町犯罪被害者等支援条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族または傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本の航空機内において行われた人の生命もしくは身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項、同法第 39 条第 1 項および同法第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または同法第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為ならびに過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)を直接の原因とする死亡または傷害(医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものをいう。)をいう。

(2) 町民 犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

(3) 被害者 犯罪被害を受けた町民

(4) 支援 遺族見舞金および障害見舞金の支給(以下これらを「見舞金」という。)ならびに被害者またはその遺族(以下「被害者等」という。)の支援に係る関係機関の連携をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 町長は、犯罪被害により不慮の死を遂げた被害者にあつては次条で定める遺族の順位の第 1 位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた被害者にあつては傷害見舞金を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時、胎児であつた子が出生した場合の前項の適用については、その子の母親が被害者の死亡の当時、被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては前項第 2 号の子と、その他のときにあつては前項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号の記述の順序とし、同位の中に実の関係と法律による関係がある場合を含めて複数名ある場合は、相等しく分割するものとする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害者につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上見舞金を支給することが適当でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 見舞金は一時金とし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 被害者 1 人につき 30 万円

(2) 傷害見舞金 10 万円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、見舞金の支給を受けようとする者が当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の申請があつた場合は、速やかに見舞金の支給について審査し、その可否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき、または見舞金の支給後において第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 町長は、警察およびその他関係機関との情報交換、相互協力その他の連携を図り、被害者等の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

# ○竜王町犯罪被害者等支援条例

(平成 12 年 3 月 30 日条例第 4 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族または傷害を受けた町民の精神的被害の軽減のため、町として支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項および第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 2 週間以上のものをいう。

3 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者または外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者をいう。

4 この条例において「支援」とは、遺族見舞金の支給、傷害見舞金の支給、関係機関との連携をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 町は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、第 1 順位遺族に対し遺族見舞金または被害者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)をそれぞれ一時金として支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時にあっては、次の各号に掲げるいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 5 条 町長は、次の各号に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、またはその他当該犯罪被害につき、被害者にもその責に帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の額)

第 6 条 遺族見舞金の額は、300,000 円とする。

2 傷害見舞金の額は、傷害の程度により、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全治 2 週間以上 1 月未満 30,000 円

(2) 全治 1 月以上 3 月未満 100,000 円

(3) 全治 3 月以上 200,000 円

(見舞金の支給申請)

第 7 条 見舞金の支給を受けようとする者は、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(認定)

第 8 条 前条第 1 項の申請があつた場合には、町長は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金を受けた者があるときまたは見舞金の支給後において、第 5 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させることができる。

[第 5 条]

(関係機関との連携)

第 10 条 町は、警察およびその他関係機関との連携を強化し、被害者の支援を行うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

## ○愛荘町犯罪被害者支援条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不幸にして不慮の死を遂げた町民の遺族または傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項および第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条または第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により全治 1 箇月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「町民」とは、犯罪被害を受けた者が、本町において住所を有する被害者または遺族(これらの者のうち当該犯罪の原因となつた犯罪行為が行われたときにおいて、愛荘町の住民基本台帳への記録または外国人登録を有しない者を除く。)をいう。

4 この条例において「支援」とは、遺族見舞金および傷害見舞金の支給ならびに関係機関との連携による被害者またはその遺族の支援をいう。

(見舞金の支給)

第 3 条 町は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者または傷害を受けた者(以下「被害者」という。)があるときは、第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)に対し遺族見舞金または傷害を受けた者に対し傷害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(遺族の範囲および順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順位とし、同項第 2 号および第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第 5 条 見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 被害者 1 人に対し 300,000 円

(2) 傷害見舞金 100,000 円

(見舞金の支給申請)

第 6 条 見舞金の支給を受けようとする者は、警察への被害届の受理を明らかにする書類等を添付して町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給制限)

第 7 条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(認定)

第 8 条 町長は、第 6 条第 1 項の申請があつた場合は、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 9 条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき、または見舞金の支給後において第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 町長は、警察およびその他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者またはその遺族の支援に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犯罪被害者支援条例(平成 15 年愛知川町条例第 21 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



## ○久御山町犯罪被害者等支援条例

### (目的)

この条例は、町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

### (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、京都府その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。  
2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
2 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

### (町民等の責務)

第5条 町民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

### (相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。  
2 町は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

### (広報及び啓発)

第7条 町は、犯罪被害者等の支援について、町民及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発に努め、犯罪被害者等も加害者もださせない、犯罪等を発生させないまちづくりに向けた取組みを推進する。

### (犯罪被害者等に対する支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するための必要な支援を実施する。

### (犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第9条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

### (委任)

第10条 この条例に別段の定めがあるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## ○摂津市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2)犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3)関係機関等 国、大阪府その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に条例で定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等について、介護、家事、保育等を行う者の派遣その他日常生活を営むのに必要なサービスの提供を行うものとする。

(家賃等の補助)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため、新たに入居する賃貸住宅の家賃等について補助を行うものとする。

(就業の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等の就業の支援を行うものとする。

(刑事被告事件の手続きへの参加についての支援)

第11条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事被告事件の手續に容易に参加することができるようにするため、犯罪被害者等が公判期日に出席するに要した旅費について補助を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第12条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1)犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- (2)前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に別段の定めがあるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## ○摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し犯罪被害者等見舞金を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害(医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。)をいう。

(3) 犯罪被害者等見舞金 第4条第1号に規定する遺族見舞金又は同条第2号に規定する傷害見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪被害を受けた者(当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者に限る。以下「被害者」という。)があるときは、被害者又は遺族に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(災害見舞金との調整)

第7条 犯罪行為による死亡又は傷害について、摂津市災害見舞金の支給に関する条例(平成20年摂津市条例第 号)の規定による遺族見舞金若しくは傷害見舞金の支給を受けることができるとき、又は同条例の規定により遺族見舞金若しくは傷害見舞金の支給が行われたときは、犯罪被害者等見舞金は、支給しない。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第8条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

2 死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けている場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条第1項の申請があつた場合には、速やかに、犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定(以下「支給決定等」という。)を行わなければならない。

2 市長は、支給決定等を行うため必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

## ・ 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（平成20年摂津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(遺族見舞金の支給の申請)

第3条 遺族見舞金の支給について、条例第9条第1項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1)被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類  
(2)被害者の消除された住民票の写し（被害者が日本の国籍を有しない者であったときは、外国人登録原票の記載事項証明書）

(3)申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4)申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5)申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給の申請)

第4条 傷害見舞金の支給について、条例第9条第1項の申請をしようとする者は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1)負傷した日、治療に要する期間及び負傷の状態に関する医師の診断書

(2)住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書）

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給決定等の通知等)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行ったときは、速やかに、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金を支給する旨の通知をするときは、当該犯罪被害者等見舞金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等見舞金支払請求書（様式第5号）を交付するものとする。

(支払の請求)

第6条 犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を当該遺族見舞金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が同項の規定による請求書に同順位の遺族全員の同意書を添えて、市長に提出することができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

様式 略

## ・ 摂津市犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪行為により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、介護、家事、保育等の日常生活の支援を行うホームヘルパー（以下「日常生活支援ヘルパー」という。）を派遣することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪行為により傷害（精神的な疾病を含むものとし、医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）を受けた者及びその者と生計を一にしている同居の親族又は犯罪行為により死亡した者の遺族（死亡した者と生計を一にしていた同居の親族に限る。）をいう。

(日常生活支援の実施等)

第3条 日常生活の支援は、市長が社会福祉法人に委託して実施するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた者は、犯罪被害者等の人権を尊重し、当該業務を実施するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(派遣対象者)

第4条 日常生活支援ヘルパーの派遣を受けることができる者は、犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する犯罪被害者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為による傷害を受けたことにより、家事、保育等が困難である者

(2) 犯罪被害者等の介助等のため、家事、保育等が困難である者

(3) 犯罪被害者等の介護が困難である者

(4) その他、日常生活支援ヘルパーの派遣が必要と市長が認めた者

(サービスの内容)

日常生活支援ヘルパーの行うサービスは、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(1) 介護に関すること。

ア 入浴の介護

イ 食事の介護

ウ 排泄の介護

エ 通院時の介護

オ その他市長が必要と認める介護

(2) 家事に関すること

ア 調理

イ 衣類の洗濯

ウ 住居の掃除及び整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ その他市長が必要と認める家事

(3) 保育に関すること

ア 乳幼児の食事の世話

イ 保育

ウ 保育所等の送迎

エ その他市長が必要と認める保育

(派遣日数及び派遣時間)

第6条 日常生活支援ヘルパーの派遣日数は、1か月につき15日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 日常生活支援ヘルパーの派遣時間は、介護及び家事にあつては3時間以内、保育にあつては8時間以内とし、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午前7時から午後10時までの間とすることができる。

(派遣の期間)

第7条 日常生活支援ヘルパーを派遣する期間は、犯罪行為による被害が発生した日から6か月以内の期間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、6か月を限度として再度延長することができる。

(派遣の申請)

第8条 日常生活支援ヘルパーの派遣を受けようとする者は、犯罪被害者等日常生活支援ヘルパー派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（平成20年摂津市規則第33号）第3条第1号から第4号まで又は第4条第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 家族全員の住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為が発生した日から6か月を経過したときは、することができない。

(派遣の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、必要な調査を行った上、日常生活支援ヘルパーの派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により日常生活支援ヘルパーの派遣の可否を決定したときは、犯罪被害者等日常生活支援ヘルパー派遣決定通知書（様式第2号）又は犯罪被害者等日常生活支援ヘルパー派遣申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(派遣の停止等)

第10条 市長は、日常生活支援ヘルパーの派遣を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活支援ヘルパーの派遣を停止し、又は廃止するものとする。

(1) 第4条に該当しなくなったとき。

(2) 派遣の申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(3) 第11条の規定に該当することが判明したとき。

(派遣をしないことができる場合)

第11条 摂津市犯罪被害者等支援条例（平成20年摂津市条例第3号）第11条第2号の規定により日常生活支援ヘルパーを派遣しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（平成20年摂津市条例第4号）第6条第1号に該当するとき。

(2) その他、市長が日常生活支援ヘルパーを派遣することが適切でないとき。

(配偶者の暴力等による派遣の特例)

第12条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定により保護命令が出された場合は、前条第1号の規定にかかわらず、日常生活支援ヘルパーを派遣することができる。

(費用の負担)

第13条 日常生活支援ヘルパーの派遣を受けた者は、別表に定める額を負担しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行なわれた犯罪行為による被害について適用する。

別表(第13条関係)

区 分		費 用 の 額	
		介 護 の 場 合	家事又は保育の場合
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者	無料	無料
2	収入が皆無となったため生活が著しく困難となった者	無料	無料
3	上記1及び2以外の者	30分につき 200円	30分につき 100円

・ 摂津市犯罪被害者等賃貸住宅家賃等の補助に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、新たに入居する賃貸住宅の家賃等の一部を補助することにより、犯罪被害者等の居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪行為により傷害（精神的な疾病を含むものとし、医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）を受けた者及びその者と生計を一にしている同居の親族又は犯罪行為により死亡した者の遺族（死亡した者と生計を一にしていた同居の親族に限る。）をいう。
- (3) 家賃等 家賃及び敷金等（礼金及び引越しに要する費用を含み、仲介料を除く。）をいう。

(補助対象者)

第4条 旅費の補助を受けることができる者は、犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する犯罪被害者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 更なる犯罪行為による被害を受けるおそれがあり、緊急に転居が必要である者
- (2) 従前の住居が犯罪行為の現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難である者

(補助の額及び期間等)

第3条 家賃等の補助の額及び期間は別表のとおりとする。

(補助の申請)

第5条 家賃等の補助を受けようとする者は、犯罪被害者等賃貸住宅家賃等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則（平成20年摂津市規則第33号）第3条第1号から第4号まで又は第4条第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 家族全員の住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書
- (3) 新たに入居する住宅の賃貸借契約書及び引越しに要する費用の額を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為につき1回限りとし、犯罪行為等の発生した日から6か月を経過したときは、することができない。

(補助の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、犯罪被害者等賃貸住宅家賃等補助金交付決定通知書（様式第2号）又は犯罪被害者等賃貸住宅家賃等補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

補助金の交付の決定を受けた者は、その交付を請求しようとするときは、犯罪被害者等賃貸住宅家賃等補助金交付請求書（様式第4号）に家賃等を支払ったことを証する書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 補助の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 第10条の規定に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金を支給しないことができる場合)

第10条 摂津市犯罪被害者等支援条例（平成20年摂津市条例第3号）第11条第2号の規定により、補助金を支給しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（平成20年摂津市条例第4号）第6条第1号に該当するとき。
- (2) その他、市長が補助金を支給することが適切でないと認めたとき。

(配偶者の暴力等による補助金支給の特例)

第11条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定により保護命令が出された場合は、第2条第2号及び前条第1号の規定にかかわらず、補助金を支給することができる。

2 前項の規定により、補助金の支給を受けようとする者が、止むを得ず市外に居住するときは、第3条の規定にかかわらず、第4条に規定する敷金等を支給することができる。

(届出義務)

第12条 家賃等の補助を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 転居しようとするとき
- (3) 家賃の額が変更となったとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

別表（第4条関係）

区分	補 助 額	補 助 期 間
家 賃	1か月につき生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助基準以内の額	賃貸借契約を締結した日から6か月以内の期間
敷金等	敷金等の額（賃貸借契約の解約時に返還されることとなる額を除く。）。ただし、20万円を限度とする。	—

## ・ 摂津市被害者参加人公判期日出席旅費の補助に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、刑事被告事件の手続き（以下「刑事被告事件」という。）に参加する犯罪被害者等に対し、公判期日に出席するに要した旅費を補助することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 被害者 犯罪行為により傷害（精神的な疾病を含むものとし、医師の診断により全治1月以上の加療を要する者に限る。以下同じ。）を受けた者又は死亡した者で、被害を受けた当時において市内に住所を有していた者をいう。

(3) 被害者参加人 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法律」という。）第316条の3第1項の規定により、裁判所から刑事被告事件の手続きへの参加を許された者をいう。

(4) 旅費 公判期日に出席するに要する往復の費用で次のとおりとし、最も経済的な通常の経路又は方法によるものをいう。

(ア) 鉄道賃 特別急行料又は普通急行料を徴する線路（それらの列車を運行する線路に限る。）については、片道（1乗車区間、以下同じ。）100キロメートル以上は特別急行料を、片道50キロメートル以上は普通急行料を支給する。

(イ) 船賃 船舶を利用しなければ目的地に到着できない場合とする。

(ウ) 車賃 原則として路線バスとし、他に利用する交通機関がない場合又は特に必要とする事由がある場合は、タクシー等とする。

(エ) 航空賃 航空機を利用すべき特別の事由がある場合とする。

(補助対象者等)

第3条 旅費の補助を受けることができる者は、被害者又は被害者の親族等で公判期日に出席した被害者参加人の内の1人とする。

2 被害者参加人として決定される日までに、被害者（死亡した者を除く。）が市外に居住したときは、補助しないものとする。ただし、止むを得ない事情がある場合において、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助の額)

第4条 補助の額は、当該刑事被告事件に係る旅費の実費分とする。ただし、3万円を限度とする。

(補助の申請)

第5条 旅費の補助を受けようとする者は、被害者参加人公判期日出席旅費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。

(1) 法律第316条の3第2項の規定による公判期日の通知を証するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請期間は、当該刑事被告事件の公判期日に出席を許された日から、出席を許された公判期日に出席した最後の日の6か月以内とする。

(補助の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、被害者参加人公判期日出席旅費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は被害者参加人公判期日出席旅費補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

補助金の交付の決定を受けた者は、その交付を請求しようとするときは、被害者参加人公判期日出席旅費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助の申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(2) 第10条の規定に該当することが判明したとき。

(3) 法律第316条の3第3項の規定により、被告事件の手続きへの参加を取り消されたとき。

(4) 公判期日に出席しなかったとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金を支給しないことができる場合)

第10条 摂津市犯罪被害者等支援条例（平成20年摂津市条例第3号）第12条第2号の規定により、補助金を支給しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（平成20年摂津市条例第4号）第6条第1号に該当するとき。

(2) その他、市長が補助金を支給することが適切でないとき。

(配偶者の暴力等による補助金支給の特例)

第11条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定により被害者に保護命令が出され、かつ、被害者参加人となった場合は、前条第1号の規定にかかわらず、第4条に規定する補助金を支給することができる。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、被害者の立場を考慮し、被害者参加人として決定される日までに止むを得ず市外に居住したときにおいても、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行なわれた犯罪行為について適用する。



## ○相生市犯罪被害者等支援条例

平成 17 年 6 月 27 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援することにより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者とする。

(支援金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により傷害を受けた市民又は不慮の死を遂げた市民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対して傷害支援金又は第 1 順位遺族に対し遺族支援金(以下「傷害支援金等」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第 5 条 傷害支援金等は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 傷害支援金の額は、100,000 円とする。

(2) 遺族支援金の額は、300,000 円とする。

2 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族が 2 人以上あるときは、遺族支援金の額は、前項第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第 6 条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は、当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(傷害支援金等の支給制限)

第 7 条 市長は、次に掲げる場合には、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者である場合については、この限りではない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の申請があつた場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(傷害支援金等の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により傷害支援金等を受けた者があるとき又は傷害支援金等の支給後において、第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 11 条 市長は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行っていくものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行状況及び社会の状況について検討し、時代の要請に適合するものとするため、経済状況等を考慮した上で必要な措置を講ずるものとする。

## ○赤穂市犯罪被害者等支援条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援することにより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において、「傷害」とは、医師の診断により、全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において、「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)により登録を受けている者をいう。

(支援金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により傷害を受けた市民又は不慮の死を遂げた市民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対して傷害支援金又は被害者の遺族に対し遺族支援金(以下「傷害支援金等」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合にあつては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては、同項第 2 号の子と、その他のときにあつては、同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第 5 条 傷害支援金等は、一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 傷害支援金 10 万円

(2) 遺族支援金 30 万円

2 遺族支援金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上あるときは、遺族支援金の額は前項第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第 6 条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知つた日の翌日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日の翌日から 7 年を経過したときは、これをすることができない。

(支援金の支給制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪の発生につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたと認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でないとき。

(決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の申請があつたときは、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(支給金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な手段により傷害支援金等を受けた者があつたとき、又は傷害支援金等の支給後において、第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させなければならない。

(福祉サービスの提供)

第 10 条 市長は、被害者及びその遺族が犯罪被害により心身に受けた影響から回復できるよう適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第 11 条 市長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 12 条 市長は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行つていくものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宝塚市犯罪被害者支援条例

平成 16 年 12 月 28 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援することにより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者とする。

(支援金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により傷害を受けた市民又は不慮の死を遂げた市民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対し傷害支援金又は第 1 順位遺族に対し遺族支援金(以下「傷害支援金等」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第 5 条 傷害支援金等は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 傷害支援金の額は、100,000 円とする。

(2) 遺族支援金の額は、300,000 円とする。

2 遺族支援金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上あるときは、遺族支援金の額は、前項第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第 6 条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は、当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(傷害支援金等の支給制限)

第 7 条 市長は、次に掲げる場合には、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の申請があつた場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(傷害支援金等の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により傷害支援金等を受けた者があるとき又は傷害支援金等の支給後において、第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 11 条 市長は、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行っていくものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

# ○丹波市犯罪被害者等支援条例

平成20年9月29日  
条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援することにより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師又は歯科医師の診断により、全治1月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、丹波市(以下「市」という。)において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により登録を受けている者をいう。

(支援金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により傷害を受けた市民又は不慮の死を遂げた市民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対し傷害支援金又は被害者の遺族に対し遺族支援金(以下「傷害支援金等」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合は、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第5条 傷害支援金等は一時金とし、その額は、次のとおりとする。

(1) 傷害支援金 10万円

(2) 遺族支援金 30万円

2 遺族支援金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、遺族支援金の額は、前項第2号の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第6条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日の翌日から起算して2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日の翌日から起算して7年を経過したときは、これをすることができない。

(傷害支援金等の支給制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪の発生につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(決定)

第8条 市長は、第6条に規定する申請があつたときは、速やかに審査の上、支給の適否を決定するものとする。

(傷害支援金等の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により傷害支援金等を受けた者があつたとき、又は傷害支援金等の支給後において第7条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、警察その他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第11条 市長は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行っていくものとする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

## ○たつの市犯罪被害者等支援条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 73 号

たつの市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族を支援することより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において「傷害」とは、医師の診断により、全治 1 月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において「市民」とは、犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)による登録を受けている者とする。

(支援金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により傷害を受けた市民又は不慮の死を遂げた市民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、被害者に対して傷害支援金又は第 1 順位遺族に対し遺族支援金(以下「傷害支援金等」という。)を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第 2 号の子と、その他のときにあっては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第 5 条 傷害支援金等は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 傷害支援金 10 万円

(2) 遺族支援金 30 万円

2 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族が 2 人以上あるときは、遺族支援金の額は、前項第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第 6 条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、これを行うことができない。

(支援金の支給制限)

第 7 条 市長は、次に掲げる場合は、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でないとき。

(決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の申請があつた場合は、速やかに審査のうえ、支給の適否を決定しなければならない。

(支給金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正手段により傷害支援金等を受けた者があるとき又は傷害支援金等の支給後において、第 7 条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 市長は、警察その他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(研修体制の整備)

第 11 条 市長は、被害者及びその遺族又は家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援について適切に対応できる職員を育成するための研修を行っていくものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、龍野市犯罪被害者等支援条例(平成 17 年龍野市条例第 18 号)の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例

平成16年3月31日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、自己の責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)による死亡又は傷害(医師又は歯科医師の診断により負傷又は疾病の療養の期間が1月以上と認められるものに限る。)をいう。

(2) 市民 犯罪被害を受けた当時、本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録原票に登録されている者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民又は傷害を受けた市民(以下これらを「被害者」という。)があるときは、死亡した者の第1位順位遺族(次条の規定による第1順位の遺族をいう。)にあっては遺族見舞金を、傷害を受けた者にあっては傷害見舞金を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時にあっては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金又は傷害見舞金(以下これらを「見舞金」という。)の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第6条 見舞金は一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、前項第1号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定しなければならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき、又は見舞金の支給後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者から当該支給を受けた額に相当する額を返還させることができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、福岡県警察その他関係機関と情報交換、相互協力等の連携を図り、被害者の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行し、この条例の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

## ○長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例

(平成 21 年 3 月 16 日条例第 4 号)

長洲町犯罪被害見舞金の支給に関する条例(平成 13 年長洲町条例第 7 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪行為により不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民に対し犯罪被害者等見舞金を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 傷害 身体的外傷又は心的外傷であって、医師の診断により 1 月以上の加療を要すると認められるものをいう。

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。

(4) 町民 犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)に基づく外国人登録原票に登録されている者をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第 3 条 町は、犯罪被害を受けた町民(以下「被害者」という。)があるときは、この条例の定めるところにより、犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(見舞金の種類等)

第 4 条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した町民の第 1 順位遺族(次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。)

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた町民

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第 2 号の子と、その他のときにあつては同項第 3 号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第 6 条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第 7 条 見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 15 万円

(2) 傷害見舞金 5 万円

2 死亡した町民がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けている場合における遺族見舞金の額は、前項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。ただし、犯罪被害を受けた日から 2 年以上経過して死亡した場合は、これを支給しない。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を代表者と定め、当該人に見舞金を支給する。

(見舞金の支給申請)

第 8 条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第 9 条 町長は、前条第 1 項の申請があつたときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第 10 条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があつたとき、又は見舞金の支給後において第 6 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者から当該支給を受けた額に相当する額を返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第 11 条 町長は、警察その他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に長洲町犯罪被害見舞金の支給に関する条例(平成 13 年長洲町条例第 7 号)の規定によりなされている申請に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

# ○南阿蘇村犯罪被害者等基本条例

平成20年6月23日  
条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)において示された基本理念並びに地方公共団体及び国民の責務にのっとり、南阿蘇村(以下「村」という。)における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 関係機関等 国、熊本県、熊本県警察その他の関係機関、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の援助を行う民間の団体(以下「民間団体」という。)その他の関係する者をいう。
- (3) 村民等 村内に居住、在勤、在学又は滞在している者及び村内において事業活動を行っている者をいう。

## (村の責務)

第3条 村は、犯罪被害者等の支援等に関し、法に定める責務を積極的に果たしつつ、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を密にして施策を策定し実施するものとする。

## (村民等の責務)

第4条 村民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

## (窓口の設置等)

第5条 村は、村の関係部署及び関係機関等との間で調整を図りつつ、犯罪被害者等からの相談への対応、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援等に係る業務を行う総合的な窓口を設置するものとする。

2 村は、犯罪被害者等の支援等に係る業務に従事する職員に対し、民間団体が行う講習を受講させるなど、支援を行うために必要な知識、技能等を身につけさせるよう努めるものとする。

## (日常生活の支援)

第6条 村は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

## (安全の確保)

第7条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、又は、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

## (就業の支援等)

第8条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を深めるとともに、就業の支援等を行うものとする。

## (支援体制の構築)

第9条 村は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な施策を講じるものとする。

## (民間団体に対する援助)

第10条 村は、民間団体に対し、活動場所及び情報の提供、財政上の援助等必要な援助を行うものとする。

## (支援を行わない場合)

第11条 村は、被害者等が犯罪等を容認していた又は、集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた等の事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。

## (表彰)

第12条 村長は、犯罪被害者等の支援に関し顕著な功績を残した個人又は団体があった場合には、これを表彰するものとする。

## (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



